

平成 21 年度税制改正大綱に対するコメント

社団法人 不動産協会

理事長 岩沙 弘道

(三井不動産㈱代表取締役社長)

世界的な金融危機、実体経済の急激な悪化のなか、住宅・土地税制で極めて思い切った措置が講じられたことを高く評価したい。ご尽力いただいた関係各位に対して、厚く御礼申し上げたい。

住宅税制では、住宅ローン減税の過去最大規模への拡充、住民税からの控除による実効性の確保など大きく踏み込んでいただき、中堅勤労者を中心とする住宅購入者を力強く支援することになると思う。また、長期優良住宅や省エネ・バリアフリー改修の投資減税の創設、住宅の登録免許税の軽減措置の延長など、内需拡大の柱としての住宅投資の活性化や居住水準の向上につながることを、大いに期待したい。

土地税制では、事業用資産の買換え特例の3年延長、土地売買に係る移転登記等の登録免許税の据置き、個人・法人の土地譲渡課税の特例創設、住宅・土地の不動産取得税の特例の延長、都市・まち再生促進税制の延長など、これらは土地取引の活性化、都市・地域の再生に寄与するものとして、高く評価できる。

以上は、国民経済・国民生活に密着する重要な改正内容であり、年度末までの改正法案成立に向け、与野党を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

今回の税制改正を踏まえ、不動産業界としても、住宅・土地市場の活性化、都市・地域の再生によって、わが国経済が内需主導の回復軌道に乗るよう努めてまいりたい。